

佐賀県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年一月二十五日から平成二十三年二月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前の別	幅員 メートル
県道 別府牛津停車場線	多久市東多久町大字納所六二〇四番一地先から 多久市東多久町大字納所七九六番六地先まで	後	三四・一 一三・八
	多久市東多久町大字納所六二〇四番一地先から 多久市東多久町大字納所七九六番六地先まで	前	二二・九 一三・八
		延長 メートル	八六・八